法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

「満済准后日記 紙背文書」をめぐって : 足利義教の世阿弥父子仙洞出演阻止と観世申状

片桐, 登

(出版者 / Publisher)
法政大学能楽研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
能楽研究 : 能楽研究所紀要
(巻 / Volume)
22
(開始ページ / Start Page)
59
(終了ページ / End Page)
78
(発行年 / Year)
1998-05-25
(URL)
https://doi.org/10.15002/00020504

「満済准后日記 紙背文書」をめぐって

――足利義教の世阿弥父子仙洞出演阻止と観世申状――

片桐　登

はじめに

いまさら言うまでもないが、不要となった文書の、文字の記されていない裏面を利用して、日記など手許に留める記録を書くことが、古くから広く行われてきた。紙が貴重品だったからで、ごく日常的な書状や効力を持たなくなった書類は不要とされ、その一部は裏面の空白が再使用された。その結果偶然に伝存することになったのが、いわゆる紙背文書である。世阿弥とほぼ同時代を過ごした醍醐寺座主満済准后の自筆の日記―『満済准后日記』―も、料紙に反故を使用することがあり、満済が受け取った書状や満済自筆書状の書きさし断片はもとより、満済周辺の人びとにかかわる書状などの文書も、一部分が紙背文書として今に伝えられることになった。

そうした満済の自筆日記のうち、応永三十年正月以後の分の紙背文書を集成したのが、《大日本古文書 家わけ第十九『醍醐寺文書別集 満済准后日記紙背文書之一(二・三)』》(東京大学史料編纂所編)である。一旦は反故とされた書状・記録等の料紙を断ち切るなどして再利用したのであるから、残された文書の内容が断片的になるのはやむを得な

いことで、たとえば、一枚の料紙に書かれた字数をみると、多いものでは二百字を越える文字が残っていて、内容をかなりの程度読み取れる書状もあれば、一方、僅か三文字だけが書き残され、文意を推定する手掛かりもない書状の下書きもある。また当然ながら、元来の文書には書かれていたはずの宛名・日付・発信者名なども、截ち落とされているものが大半であり、満済自筆の書状も書きさしで宛名など書くに至らないものがほとんどである。

このような満済准后日記紙背文書を集成した『醍醐寺文書別集』三冊のうち、第二冊の〔正長二年自四月至九月紙背〕の部（p1～p36）に収載された、文書番号九〇〇から一〇〇九に至る百十点のうちには、「猿楽」や「観世」など直接に能楽と結び付く文字を含むものが何点かある。いずれも断片的な記事で、特にまとまった内容を伝えるようには見えないが、それでも、これらの資料を丁寧に調べてみると、ある事実との関係で興味深い一面を明らかにする事ができるように思われる。ある事実というのは外でもなく、正長二年（永享元年。1429）五月、世阿弥父子の仙洞御所猿楽出演を将軍義教が差し止めた事件のことである。そこで、その紙背文書の資料を紹介し、若干の考察を加えることにしたい。以下では『満済准后日記』を『日記』と略記する。

一　『日記』紙背文書七点

『日記』の紙背文書のうち、ここで考察の対象とする七点の本文を先ず掲げることにする。『醍醐寺文書別集』によれば、この七点はいずれも「准三宮満済書状土台」、つまり満済が自ら筆を執った書状の下書の由である。このことは、一点一点の文書の頭部欄外に、料紙一枚ごとの文書番号（九二七などの漢数字）の次に「准三宮満済／書状土台」と書いてその旨を示しているが、以下の引用ではこれを省略する。また本書では、文書番号・本文のほかに、オモテ

の『日記』の日付、料紙が連続するか否か、本文前後の欠如の有無などを、本文右側に小字で記してあるが、ここではそれらを本文下部に移して小字の注記とした。ほかに、本書には『日記』を修復する以前に付けられたという旧の文書番号も記されているが、それも省略した。なお、掲出資料の頭部の①〜②は後の便宜のため仮に付けたもので、以下、この番号で各資料を示してゆく。「『』」印は『醍醐寺文書別集』が添えた改行部分を示す符号である。

〔紙背文書 資料〕〔正長二年自四月至九月紙背〕の内から抜粋。

① 九二七　先日内々申候し』猿楽　五・廿七ウラ、書キサシ、

② 九二八　自　仙洞被仰出候猿楽』事、何様重可申入候、』　五・晦ウラ、後闕、

③ 九三〇　自　仙洞被仰出候猿楽』事、何様可令申沙汰候　六・三ウラ、

④ 九三一　定可被召進候哉、此□□』　五・晦ウラ、九三〇ヨリツヅク、書キサシ、

⑤ 九三九　観世申状加一見候了、』無其謬候條勿論　六・十九ウラ、書キサシ、

⑥ 九四〇　観世申状一見候了、』無其謬候條勿論候哉、』　六・廿七ウラ、

⑦ 九四一　不憚事候、何様被可』申入候、只今事可相』紛候哉、可令堪忍　六・十八ウラ、九四〇ヨリツヅクカ、書キサシ、

《補　記》

＊②(九二八)・③(九三〇)の本文中に出てくる「仙洞」には「(後小松上皇)」と、『醍醐寺文書別集』編者による傍注(小字右側)が付けられているが、省略した。

＊注記で分かるように、③と④とはいま二枚の別の料紙になっているが、もとは一枚の料紙に書かれていたのが切断されたもので、文章の続き方にも矛盾はないと『醍醐寺文書別集』編者は判断しており、⑥と⑦について

も、やや疑問を残しながら同様かと同編者は判断している。③と④については異存がないが、⑥と⑦の連続は判定が難しいと思う。後に考えることにする。

一見して分かるように、前掲資料はいづれも書状下書きなので、途中書きさしにされていたり、切断されて後文が欠けるなどして、首尾が整わない断片的記事ばかりであり、ここから把握できる内容もごく限られることになってしまう。また、日付も宛て先も欠いているので、これらがいつ何の目的で、どこの誰に宛てて書かれたのかを確定するのは難しい。そうは言っても、全く手掛かりがないわけでもなく、例えば、これらが書かれた時期の最下限を確定するのは容易で、右資料のオモテに書かれた日記の日付から、①～④は正長二年五月晦日までに、⑤～⑦は同六月二十七日より以前に書かれたものと断定できる。上限を定めるのは難しいが、『醍醐寺文書別集』所収文書のうち、日付の分かる書状や反故の裏面は、早ければ二三日で、おおむねは半月から三カ月のうちに再び使われているようである(例外はあるが、一年を超えることは稀らしい)。そのことから類推して、①～⑦が書かれた上限は同年の晩春三月と見て大過あるまい。したがって、いま紙背に残るこれらの書状下書きが書かれたのは、正長二年三月から六月中旬の間だったと推定していいであろう。

しかし、①～⑦の内容に注目すると、さらに時期を限定することが可能のようである。と言うのは、さほど隔たらぬ頃に書かれたらしいこの七種の書状断片を通して、〔a〕仙洞すなわち後小松上皇が猿楽御覧の希望を仰せ出されたこと(②③)、〔b〕それについて満済がなんらかの形で関与していたこと(②③)、〔c〕観世が申状で何事かを訴えたこと(⑤⑥)が知られるが、後小松上皇・満済准后・観世の三固有名詞が並べば、能楽史に関心ある人ならば誰もがすぐに連想するはずの一つの出来事があるからである。言うまでもなくそれは、将軍義教が世阿弥・元雅父子の仙洞御所猿楽出演を不可として阻止した正長二(永享元)年五月の事件であり、その事実を伝える現存唯一の資料がほかならぬ

『日記』なのである。

実は、本稿で考察しようとしている七種の紙背文書は、この良く知られた事件を背景に持ち、その前後に書かれた書状の下書きであろうと私は推測している。①～⑦の内容を吟味するのに先立って、次項ではこの事件のあらましを改めて確認しておきたい。

二　足利義教の世阿弥父子仙洞出演阻止

足利義教の室町幕府六代将軍就任は、能界に大きな影響を与えた。観世三郎元重(後の音阿弥)の異常な出世がその最たるものであるが、元重の栄光の陰に世阿弥・元雅父子の不遇があったことも周知の事実である。その不遇の始まりを告げるかのように生じたのが、正長二年五月、後小松上皇の希望で実現しかけた仙洞御所での両人の演能を、将軍義教が阻止した事件である。このことは今は『日記』によってのみ知られることで、満済准后はつぎのように記している。

十三日　晴　……。就仙洞申楽事。観世十郎。并世阿両人不可被召之由。可申仙洞旨被仰間。一往不便次第申入[候]了。

(『続群書類従』本　下冊・52頁以下)

仙洞御所で催される猿楽に、観世十郎(元雅)・世阿弥両人を、出演させてはならないと仙洞御所へ伝えよと、将軍義教が(「仰せられ」の文言からそう解すべきである)満済に指示してきたので、とりあえず不本意な結果になったことを(仙洞に文書で)申し伝えた、というのである。(末尾の「一往不便次第申入候了」は「申し入れ」た先が仙洞なのか幕府なのかやや曖昧で、『能楽源流考』(七二五頁)に「一往、不便の子細であるとて意見を申入れたといふのである」とあるのは、幕

府に申し入れたと解したからであろうが、「仙洞に申すべき旨仰せらるる間」に続く文であるから、命じられた通り仙洞に通告したことを記した文と解するのが自然であろう。)

そして右の指令は、幕府ないしは将軍義教が態度を急変した結果であった。『日記』の前日の記事にはつぎのように書かれている。

十二日 陰 雨脚止。於仙洞申楽事。雖何時可被召進之由。以大館状被仰間。則彼状申遣中御門宰相方了。(同前)

仙洞御所希望の役者をいつでも派遣する旨の知らせが、幕府から満済の許へもたらされているのである。仙洞の要望を受け入れた好意的な知らせで、むろん将軍義教の意向の伝達である。この知らせを受けた満済がすぐに仙洞御所側へ報知したのは当然で、大館氏(上総入道祐善満信。幕府側の窓口役)の書状をそのまま中御門宰相(宗継。仙洞御所の窓口役)のところへ届けさせている。『日記』が「いつでも出演させます」(雖何時可被召進)という大館氏の書状の一部らしい文言を引用しているのは、それを満済や仙洞御所が心待ちしていたことを思わせ、これ以前に仙洞御所側から観世の派遣を幕府側に申し入れていたことや、満済准后がその仲介役を果たしていたことも、おのずと把握できる。

この間の推移を推測するに、まず仙洞に猿楽興行の計画があって、後小松上皇はかねて意中の役者「観世」の出演を強く望まれた(おそらくは「観世」の芸を見たいがための企画だったろう)が、「観世」は将軍家と深いかかわりを持つので、その了承を得る必要があった。彼らに仙洞猿楽へ出演した実績がなかったことも、その必要性を強めたであろう。そこで「観世」の仙洞出演をめぐって、仙洞御所と幕府の間に調整の必要が生じ、両者の仲立ちをしたのが満済准后であった。幕府側から仙洞御所への通知が、両日ともわざわざ満済を経由していることがそれを示している。当代を代表する知識人で将軍義教の政治顧問的地位にあり、仙洞の信頼も厚かった満済は、幕府と交渉する仙洞側にとって、頼りがいのある、またとない人物だったであろう。その満済を通じて申し入れた結果が、十二日にもたらさ

れた吉報だったと思われる。

ところが翌日(十三日)になって、突然に全く別の展開となったことは先に見たとおりで、前日に上皇が望む通りにいつでも派遣すると承諾した将軍義教が、この日は世阿弥・元雅の父子を名ざしで召してはならぬと拒否してきたのである。昨日とは打って変わった義教の指図に接した満済は、事の経緯を「不便次第(ふびんのしだい)」と表現している。「上皇様にとってお気の毒な経緯」の意にしてはぞんざい過ぎる表現であろう。「観世父子にとって気の毒な結果・経緯」などの意をここに書くはずもない。昨日の承諾の返事からは予想もできない、満済自身にとって不本意千万の不都合な結果になった事の経緯を、「不便次第」なるあいまいな語で記したものと考えられる。

それにしても、昨日と今日と僅か一晩を隔てるだけなのに、義教の態度が急変したのはなぜであろう。そのいきさつについては、早く小林静雄氏が述べた、後小松法皇が望んだ「観世」を、将軍義教は自分が後援する観世三郎元重だと思い込み、十二日には好意ある回答をしたものの、上皇の指名が元重ではなく観世十郎元雅と世阿弥の二人と知り、態度を急変して両人の出演を差し止めたのであろうとの推測説(『能楽全書』第二巻(昭和十七年刊)所収「室町以後各時代の能」、および『世阿弥』(昭和十八年刊)。後者がより詳しい)が、恐らく当たっているであろう。満済を中にして、仙洞・幕府両方の窓口担当者の折衝の具体的な様子は想像もつかないが、気性の激しい将軍義教に誤解を与え、思い込みをさせてしまったとすれば、満済も含めた交渉担当者の詰めに多少の甘さがあったと言わざるを得まい。

いったい、正長二年五月段階は、新将軍の観世三郎びいきがかなり鮮明になっていた時期である。まだ青蓮院門跡だった応永三十四年(一四二四)四月にすでに稲荷辺で観世三郎に勧進能を興行させていた義教は、翌三十五年正月に前将軍義持が没した際に後嗣に選ばれる幸運をつかんだが、同年四月五日には早くも室町御所で三郎に能を舞わせ、見物の諸大名は禄物五万疋を与えた。正長と改元された七月十七日にも、三郎と十二五郎(観世系の長老で当時七十六

歳)に室町御所で舞わせている。翌正長二年正月十一日の仙洞御所での観世三郎の猿楽は、三郎が義教ひいきの役者であることを知った後小松上皇が、公武融和のため御自身が仰せ出されて舞わせた由、『薩戒記』が明記している。同年五月三日の室町御所笠懸馬場での観世大夫両座(十郎の座と三郎の座)対宝生大夫・十二五郎の多武峰様立合猿楽は能楽史上に名高いが、〈一谷先陣〉の主役の梶原を三郎が、連役の義経を十郎が担当している(『建内記』京大本)点から、三郎が催し全体での主役だったことが推測される。それほど観世三郎が時めいていた時、笠懸馬場の能のわずか十日後に、例の事件は発生した。仙洞御所も満済も、将軍ひいきの役者ではない観世十郎や世阿弥を召すについてはかなり慎重を期したはずである。仲介役に満済を依頼したこと自体が仙洞側の慎重な態度を象徴している。にもかかわらずどこかで手違いが生じたらしい。満済は「観世大夫」と言ったのを幕府側の担当者が義教の耳には「観世」とのみ伝えたために、三郎と思い込んだ義教の十二日の好意的な返答になり、事実を知って激怒しての十三日の拒否になったといった事態などが想像される。いずれにせよ、当事者の詰めの甘さが意外な展開を生んだのであろう。

足利義教の世阿弥父子仙洞猿楽出演阻止を伝える『日記』の十三日の記事が示す将軍の意志は、観世十郎(元雅)と世阿の両人を召してはならぬということだけで、上皇発起の猿楽の催し自体を阻止しようとまで考えていたのか否かは不明である。「他の役者を召しての演能は差し支えない」との意志を背後に読み取ることも可能な文ではある。が、仮に仙洞御所の企画が世阿弥父子以外のシテ役者の出演をも含むものだったにしても、後小松上皇が御覧になりたかったであろう両人の出演が不可能になった以上、催し自体をとりやめざるを得なかったであろう。現に、その直後(正長二年〔永享元年〕中)に仙洞で猿楽が催された形跡はない。翌永享二年には前年と同じ正月十一日に、仙洞御所で観世三郎の能があったが、『日記』の前日の記事によると、三郎は上皇ひいきの役者ではないけれども(「非仙洞御賞翫猿楽」)、御所望があったので義教が仙洞に出演させたのであり(「依仰被召進也」)、当日の記事にも、義教が院参したこ

と(「室町殿自此門跡直御院参也」)や、観世三郎が舞ったのはぜひ見物したいと後小松上皇がしきりに仰せになった故である由(「於院前観世三郎芸能申之。可有御見物之由。自仙洞頻被申故也」)が明記されている。前年五月に世阿弥父子の能を見たいと申し出て義教の怒りを買った失敗に懲りて、義教ひいきの観世三郎に舞わせることで機嫌を取ろうとしている仙洞側の意図が見え見えである。そんな空気の仙洞で、実現しなかった世阿弥父子の能を再度企画する動きの生じるはずはなく、世阿弥も元雅も仙洞で演能する機会を与えられずに終わったのである。それに反して三郎元重は、永享二年六月十一日、永享三・四・五年の正月十一日と、将軍義教の院参ごとに仙洞で演能しており、後小松上皇の逝去(五年十月二十日)までは、それが恒例化していたと言える。「観世両座」における主流交替の契機となったのが正長二年五月の義教による世阿弥父子仙洞能出演阻止だったことに、疑問の余地はあるまい。

三 「先日内々申候し猿楽」(資料①について)

以下に、『日記』紙背文書の七点の内容について考察するが、前掲資料①〜⑦の内容にしたがい、三節に分け、各資料ごとに、残存する文言から分かることを確認し、推測をも加えてみたい。

①「先日内々申候し猿楽」(五・廿七ウラ、書キサシ)

◇発信者、満済准后。◇宛て先、不明。◇主題、猿楽の件。

「先日、内々にお話し申し上げた猿楽」の意の、僅か九文字で書きさしにされたうえ、書状の冒頭と思われる部分なので、この下書きには実質的な内容がほとんどないに近い。分かるのは、何日か前に満済は何者かとひそかに猿楽のことを話し合ったことがあり、同じ話題を再び取り上げて連絡しようとしていることだけである。ここの「猿楽」

が役者や曲目などのことではなくて猿楽の催しであろうことぐらいは推測できるが、上演場所も目的も分からないし、書状の宛て先(先日話し合った相手)が誰で、満済とはいかなるつながりを持つかなども、具体的に推定する手掛かりは何もない。しかし、『日記』のオモテが、①が五月二十七日、②が五月晦日、③が六月三日で近接していて、三種の書きさしが近接した時期に書かれたことを思わせ、その②③に「自仙洞被仰出候猿楽」の語が含まれているのであるから、①の「猿楽」も仙洞での猿楽のことである蓋然性はかなり高かろう。「内々」の語が表立ってではない下相談の感じを与えることも、いっそうその感を強める。確認が困難なので②③と別の項目に立てたものの、同じ項目で扱ってもいい資料であろう。

もし、①の「猿楽」が仙洞猿楽だとすると、仙洞側から「観世」の猿楽を見たいとの希望を幕府側に伝える以前の、企画が生じたばかりの段階での書状ということになろう。「内々」の段階だからである。その「内々」の話し合いをした「先日」の時期を想定する手掛かりになりそうなのが、『日記』によると、正長二年三月二十九日に満済がひそかに仙洞御所に参上し(「今日戌初予院参。堅固内々儀也」)、後小松上皇に対面を許されている(「奉対上皇也」)事実である。この時に誰かと「猿楽」について話したのではなかろうか。とすれば、この書きさしの書状の日時は同日以後、宛て先は仙洞御所の誰かということになろう。

注目されるのは、「内々申し候し猿楽」であって、「内々被申候し猿楽」ではないことである。「被申候し」ならば先方が「猿楽」のことを言い出したことになろうが、「申候し」だと満済の側から言い出したことになるからである。満済が座主を務める醍醐寺の清滝宮祭礼の楽頭が世阿弥(観世三郎)であり、子の観世大夫(十郎元雅)のことも満済はかねて熟知していた。正長二年四月十八日・十九日の清滝宮祭礼での観世大夫の演能の際にも、恒例の禄物三千疋の他に、門跡分として別に二千疋を観世大夫に与えているほどであるから、観世大夫十郎元雅をひいきしていたかにも

見える。その観世十郎と世阿弥を満済が推薦したがために、上皇が両人の能を見たいと幕府に申し出る結果になったのではないか、とも疑われる。しかし、それは考え過ぎらしい。「被申候し」と「申候し」にさほどの差を考えること事態にも難があろうし、格別おかしな文言もないこの書状が書きさしにされたのは理由があるはずで、それは「内々被申候し猿楽」と書くつもりで「被」を脱したためではないかとも考えられるからである。僅かな書き損じでも書きさしにしている例は、⑦など、他にも例が多い。となると、右の推測はうがち過ぎということになろう。

なお、『醍醐寺文書別集』では、この①の直前に次ぎのような簡単な書きさしの文書が置かれている。これも「准三宮満済書状土台」とのことである。

九二六　先日内々　五・廿五ウラ、書キサシ、

資料1よりも少ない僅か四文字を書いただけで中断しており、何事をも読みとれないが、すぐ後に置かれた資料1と並べてみると、最初の四文字が全く同じである。これも資料①のように書き続けるつもりで筆を起こしたものの、何かの都合で書きさしにしたらしい。念のためここに掲げておく。

四　「自仙洞仰出候猿楽」(資料②③④について)

資料②③④の三点は、仙洞御所(後小松上皇)から希望が出た猿楽をめぐる満済書状の下書きである。このうち③と④はもと一枚の料紙に書かれた書状だった(前掲の補記参照)。したがってこの三点は、②と③④の二通の書状である。②も再利用されるとき料紙を切断されたらしいが、他の一方は日記を書くためには使用されなかったと見えて、後に続いていたはずの文章は知ることができない。以下、資料を個別にみてゆく。

②「自　仙洞被仰出候猿楽事、何様重可申入候」（五・晦ウラ、後闕）

◇発信者、満済准后。◇宛て先、仙洞御所。◇主題、後小松上皇希望の猿楽について。再び申し入れる旨の報告。

文意は「後小松上皇が仰せになられた猿楽の件で、ともかく重ねて申し入れるつもりです」というもの。仙洞御所からの意向を受けた満済が、役者派遣の件を幕府側へ依頼したのにこの時までに返事がなかったので、改めて申し入れることを、仙洞御所へ伝えたのだろうか。全部で十七文字の簡単な内容ではあるが、この断片的な資料で注意すべきことをいくつか確認しておこう。

まず、話題の中心になっているのが猿楽、しかもそれは後小松上皇が言い出した猿楽だということである。後小松上皇の猿楽好きは良く知られ、その観能の記録をほとんど網羅された能勢朝次氏の「能楽源流考」によれば、応永三十二年六月から翌三十三年六月までの一年間に仙洞御所で催された猿楽は十六回にも及び、その余波を受けて、役者にふるまう禄物の分担に苦しむ近臣もあったという（p1229以下）。応永十五年の義満北山別邸への行幸の際など、御在位中から猿楽に接しておられた後小松上皇の猿楽御覧の経験は長く豊富で、応永十九年に仙洞に入られてからは、同二十一年以後、丹波猿楽の日吉や梅若の演能をしばしば仙洞で催しておられる。特に梅若をひいきされたようで、満済も『日記』応永二十八年四月十日の条に「此梅若仙洞御寵愛…」と記している。義教の将軍就任前後から観世三郎（元重）の芸を御覧になられるようになったことは前述したが、その三郎ではなく、観世十郎（元雅）とその父の世阿弥の芸を見たいとの希望を申し出られたのが、②③の「自仙洞被仰出候猿楽」なのであった。

つぎに注意されるのは、この仙洞猿楽における満済の役割が②から察知されることである。彼は上皇が望んだ猿楽のことで「重ねて申し入れ」ようとしている。申し入れ先はもちろん幕府である。足利義満・義持時代から「観世」は幕府の御用猿楽の地位にあったので、たとえ仙洞御所での催しへの出演であっても幕府の許可（または黙認）が必要

な状況が義教時代にも続いていたであろう。そこで満済が、後小松上皇の「観世」鑑賞の希望を幕府方へ取り次ぎ、「観世」出演実現のために仲介者の役割を果たそうとしたのであろう。「何様重可申入候」は、以前にも申し入れたことを示す文言であり、そうした満済の役割―『日記』の記事では表に出ていない―が判明する点が、②や③の意義である。むろん、仙洞御所からの依頼による仲介だったろう。

②が、世阿弥父子の出演を義教が差し止めた五月十三日より前の段階で書かれたのか、阻止以後の折衝の際に書かれたのか、文面だけでは判断が難しい。が、観世父子の出演を名ざしで義教が拒否した後に、仙洞御所側が諦めずに幕府への抗義的な申し入れをすることは考え難いし、かりに仙洞がそれを敢えてしたにしても、義教の異常な性格を熟知する満済が二つ返事で「重ねて申し入るべく候」と仲介を引き受けることも想定しにくい。交渉の結論が出た段階の書状を「仙洞より仰せ出だされ候猿楽の事」などという遠回しの表現で書き出すことも、すこぶる不相応である。仙洞の希望に応じて近臣や満済らが動き出した初期の段階の書状と見るべきであろう。一度申し入れたものの幕府側から返事がなく、仙洞側から「どんな様子でしょうか」といった意味合いの問い合わせなり、促進を要望する意向が満済に伝達された後の書状ではあるらしいから、③④よりも後に書かれたものと解される。

資料③④は、今は料紙二枚に分断されているが元来は一枚の料紙に続けて書かれていた一続きの書状である。そのことは、恐らくは料紙の色や切断面の比較などによって気づいたのであろう『醍醐寺文書別集』編者による指摘がなければ、文面だけからでは推測できないことだったろうと思われ、貴重な指摘であった。

③④「自　仙洞被仰出候猿楽事、何様可令申沙汰候(③)、定可被召進候哉、此□□(④)」(六・三ウラ)(五・晦ウラ、九三〇ヨリツヅク、書キサシ)

◇発信者、満済准后。◇宛て先、仙洞御所。◇主題、後小松上皇御所望の猿楽について幕府と折衝する。

言うところは、「上皇が仰せられた猿楽の事、ともあれ私がお世話をさせてもらいましょう(③)。おそらく幕府は役者を仙洞へ参上させるのではないでしょうか(④)」といったことのようである。「申沙汰」は中世の日記類に多出する語で、語義の幅が広いが、「物事を処理する」とか「とりはからう」とかの意味が基本で、「受け持つ」「担当する」の意の用例が『日記』には多い。ここでは幕府との折衝を満済が引き受けて担当することを意味していると解していいであろう。「可令申沙汰候」の「令(しむ)」は、漢文体の日記に慣用される助辞で、使役の意味は持たず、自己の行為の間接的表現に使われることが多く、満済も『日記』の中で、自身が寺に戻ったことを「令入寺了(入寺せしめおわんぬ)」と書き(正長二年六月十九日)、自分も全く同感の由を「深令同心了」(同日)と書いている。「可令申沙汰候」で「私がお世話いたしましょう」の意味に相違あるまい。ただし、『日記』の「申沙汰」の用例を見ると、大半が「可申沙汰」の形で、「令」を介在させた例は少ない。少ない用例に「可令申沙汰給歟」(正長二年六月二十一日)と、敬意を示すために添えたと見られる用法が含まれている。その「令」を介在させてしまったことが、三十字近くまで書いたこの書状を中断した理由ではなかろうか。

切断されて④に書かれている「定可被召進候哉」の「被召進」は、「幕府が役者を召し、仙洞御所に参上させる」ことである(『日記』五月十二日条の「雖何時可被召進」参照)。それに前後を添えた「定めて召し進ぜらるべく候か」の文言は、断言を避ける「哉」を添えてはいるものの、満済が「観世」の仙洞出演について楽観的な見通しを持っていたことを示す点が興味深い。将軍の観世三郎ひいきは承知していたものの、上皇が希望なさる観世十郎や父の世阿弥の出演を拒否するとまでは想像していなかったらしい。この見通しの甘さが「不便次第」の結果を招いたのであり、満済にはめずらしい失態だったのではなかろうか。

一続きの③④の書状書きさしは、書き出しの文言が②と同じく、一方が他方を書き改めた形とも見えるが、②が幕

府へ一度申し入れをした後の書状、③④が仲介役を承諾してこれから申し入れる段階の書状であろうから、近接してはいるが別の時点での書状で、③④分が先行しているであろう。義教の拒否回答があった後の書状でないことは確実である。

ところで、①②③にはサルガクの語が含まれ、三例ともに「申楽」ではなく「猿楽」と書かれている。表章氏「世阿弥の「サルガク＝申楽」説をめぐって」（『能楽研究』十八号〔一九九四年〕）によれば、満済は『日記』において当初は「猿楽」とのみ書いていたのに、正長元年六月十二日に初めて「申楽」と書き、以後は時どき「猿楽」を混じることもあるが「申楽」と書くことを原則にしていると言う。用例を見ても確かにそうで、正長二年の記事では「申楽」が11例、「猿楽」は1例（九月二十五日）だけである。それなのに、同じ年の書状は三例とも「猿楽」なのである。正長元年段階で観世座が伝える「申楽」説を誰か（観世三郎元重か）から聞き、『日記』ではそれを採用することに方針を転換したものの、第三者宛の書状では世間通用の「猿楽」を採用したのであろうか。

五 「観世申状」（資料⑤⑥⑦について）

さて、つぎに資料⑤⑥⑦の三点について検討しよう。⑥と一続きか否かの問題のある⑦については後に考察する。

⑤「観世申状加一見候了、無其謬候條勿論」（六・十九ウラ、書キサシ）

⑥「観世申状一見候了、無其謬候條勿論候哉」（六・廿七ウラ）

◇発信、満済准后。◇宛て先、幕府。◇主題、「観世申状」を一見したこと。観世の言い分に誤りなし。

⑤と⑥は、並べて見れば分かるように、⑥の末二字を別にすれば「加」の有無に相違があるのみで、⑤が書きさし

の点からみて、始めに「…加一見候了、…」と書き進めたものの、途中で「加」を添えたことが気になって「勿論」まで書いて筆を止め、料紙を代え⑥のように書き改めたものらしい。「加」の有無が文意に大きな影響を与えているとも思えないが、『日記』の用例を検すると、幕府発給の公文書などの言葉遣いや文字遣いの当否を事前に校閲する時に「加一見」の語を用いているようである(例外も多い)から、こうした書状ではただ「一見」とする方が良いと判断したのだろうか。いずれにせよ⑤と⑥では文意に差がないので、以下の考察では⑤を考慮に入れずに⑥だけで見て行くことにしよう。⑦は⑥に続く文言ではないとの判断をも加えての処置である。

資料⑥は「観世の申し状を読みました。観世の言い分に謬りがないのは勿論でしょう」と言う。「申状」は、広く下位の者から上位の者に向かって差し出す上申文書のことで、『天正狂言本』の〈近衛殿の申状〉がわれわれには耳近い。それが「近衛殿に百姓が提出した申状」、または「近衛殿が読み上げる百姓の申状」の意であるのに対し、「観世申状」は「観世が提出した申状」の意に相違ない。その「観世」とは一体誰であろうか。

『日記』の紙背文書が書かれたと推定される正長二年三月〜六月の時期に「観世」と呼ばれる人物は、世阿弥の甥で、観阿弥・世阿弥の通称の三郎を襲名している点などから世阿弥の養子でもあったろうと推測されている観世三郎元重と、世阿弥の実子で応永二十九年以前に観世大夫を継いだと見られる観世十郎元雅の両人である。もと観世大夫ですでに出家していた世阿弥は除外して考えていいであろう。現役を引退したわけではなかったらしいものの、出家からすでに七年を経ており、十郎元雅が世阿弥の観世座を代表していたに相違ないからである。そして、この時期に何事か訴えるべき必要があって申状をしたためて提出する「観世」は、実現しかけていた仙洞御所猿楽への出演を将軍義教の意向で突然に阻止された観世大夫十郎以外には考えられまい。観世十郎の仙洞出演のことを洩れ聞いた三郎元重が、それを阻止すべく申状を提出したといった事態は、その申状について満済准后が「無其謬候條勿論候」と述

べていることや、義教の態度急変が一日の間の出来事である点からも、まったく考えられまい。両観世の間柄が、一方の活動を妨害したりするほど険悪だった形跡も皆無である。

観世大夫十郎が申状を提出した宛て先は幕府の関係者であったろう。世阿弥や十郎が出演した実績を持たず、彼らの能を自己の意思で鑑賞することもできない仙洞御所に出演停止の不当を訴えても、意味がないからである。満済がその「観世申状」を一読する機会を得たのは、申状を受け取った幕府側からそれを見せられたからであろうし、それをどう取り扱うべきかについて意見を求められたのであろう。⑥の宛て先を幕府としたのはそうした見地からで、読後の意見を伝えるべく書き出した書状の、書きさしで発信されることのなかった分が⑥なのであろう。「観世申状」が提出されたのは事件から程経ない五月下旬あたりであろうから、それについての書状たる⑥は六月上旬あたりの執筆かと推測される。

その「観世申状」の内容がどんなものであったか、満済が「無其謬候條勿論候」と評している事実が、自分たちに決定しかけていた出演を阻止されるような落ち度(幕府や将軍に対する)がないことを訴え、出演不可との決定についての再考を懇願するような内容だったことを推測させるものの、具体的なことは皆目不明である。

内容は不明ながら、事件の後に「観世」が申状を提出していたことが判明しただけでも意義は大きい。それは従来まったく知られていなかったことである。想像もされていなかった。新将軍の異常なまでの三郎元重びいきを目にし、前途に不安を感じながらもなすすべなく、出演についての内々の打診がある程度にまでは進行していたかと想像される仙洞御所猿楽が突然沙汰やみになり、自分や父が名ざしで将軍から出演を阻止されたことを知った後にも、観世大夫十郎元雅は何も出来なかったであろう、何もしなかったであろうと、私などは推測していた。だがそうではなく、元雅は申状を幕府に提出していた。それがどんな内容だったか、どんな効果があったのか、皆目不明ではあるが、か

っては乞食視されていた猿楽が申状を提出したこと自体が驚きであるし、推測の積み重ねに基づいてのことながら、ひょっとすると逆効果を招きかねない申状提出に踏み切った十郎元雅の行動にも驚かされる。そうした驚きの種である「観世申状」の存在を確認できただけでも、この紙背文書が翻印されたことの意義は大きいのではなかろうか。

観世の申し分になんら誤りはないと評したものの、満済准后がその後に幕府に対してなんらかの働きかけをしたとは考え難い。観世十郎や世阿弥の出演を将軍は恐らく許容するだろうとの甘い予測のもとに仲介役を引き受け(③④)、五月十三日の拒否回答に接して驚愕したであろう満済が、再び義教を立腹させかねない動きに加担するはずはあるまい。満済は、長く醍醐清滝宮祭礼の楽頭を勤めた榎並の死去に伴い、応永三十一年に同祭礼の楽頭職を観世大夫世阿弥に与えたが、六年後の永享二年—仙洞観世能阻止の翌年—にはそれを観世三郎元重に変更した。将軍の意向に基づいての楽頭変更である由が『日記』に明記されている。後に「黒衣の宰相」と異称されたほどの実力者だった満済准后にしても、自己の管理する寺社の楽頭職すら将軍の意向に従って決定する弱い立場だったのである。⑥の続く文がどんな内容だったか、「観世申状」の内容に劣らず興味を抱かせられるが、「観世」を喜ばせる内容でなかったことは確かであろう。義教に見せないようにしたほうがいいといった程度の勧告はしていたかも知れない。「観世」に対して与え得る親切はそれぐらいしかなかったのではなかろうか。

右に⑥の続く文がどんな内容かをいささか問題にしたが、それかも知れないのが⑦である。

⑦「不憚事候、何様被可申入候、只今事可相紛候哉、可令堪忍」(六・十八ウラ、九四〇ヨリツヅクカ、書キサシ)

◇発信、満済准后。◇宛て先、不明。◇主題、不明。

この⑦を、『醍醐寺文書別集』の編者は⑥に続く文言かも知れないと考えつつも懸念をも持っていたらしく、⑦の

注記は「九四〇(⑥のこと)ヨリツヅクカ」と慎重に記されている。確かにこの続き具合には問題があるようで、別の書状と見なすのが正しいように思われる。

⑦の文意は、「遠慮することはありません。ともかくお申し入れになるのがよろしいでしょう。しかし只今では事が紛糾しそうです。もうしばらく辛抱なさる(のがよろしかろうと存じます)」といったことであろうが、⑥の主題たる「観世申状」との縁のありそうな文言が含まれていないし、「観世申状」について意見を求めてきたであろう幕府の役人宛ての書状にしては、「堪忍せしむべく」の文言の存在が不審である。不服を申し立てた観世宛の書状ならば「堪忍」の語があってもおかしくないが、⑦が観世宛てでないことは明白である。しいて⑥と関係づければ、「(観世の申し分はその通りなので)別に遠慮することはありません。申し入れなさるのがいいでしょう。しかし今すぐでは事が紛糾するかもしれません。しばらく堪忍なさる(または「させる」)のが…」といった意味になろうが、それでは幕府の役人宛ではなく、仙洞側の人への書状と受け取らざるを得ないことになる。仲介役の満済以外の人物が観世の件で幕府に申し入れることも考えられないし、無理をしてまで⑥と関連させないのが正しい処置であろう。⑦は⑥とは別の書状の書きさしで、⑥に続くべき分は『日記』の料紙には使用されなかったものと考えたい。

なお、『日記』での「堪忍」の語の用例を調べていて、めったに出てこないこの語が、⑦のオモテの六月十八日から五十日前の正長二年四月二十六日の記事に、左の形で用いられていることを知った。

管領上表事以両使(遊佐河内守 斎藤因幡守)申入間、其旨令披露了、五月節中事先可被堪忍之由被仰出了、先此分ニテ閣也、

「管領の畠山満家が上表(辞職)のことを二人の重臣を使者として自分の所へ申し入れてきたので、その旨を将軍の御前で披露した。しかし将軍は、五月は何かと行事の多い時ゆえ(「五月節中事」を仮にそう解しておく)、もうしばらく辛抱してほしいとの仰せだった。今回は管領の希望を披露するだけにしておいた」というほどの意であろう。ここの

記事が⑦と関連するのではなかろうか。「堪忍」の語が共通するのみならず、正確な意味が把握できない「五月節中」の語が⑦の「只今事可相紛候哉」と響き合うように思われる。⑦の「何様被可申入候」は「被可」の所に誤写があるに違いなく、「可被申入候」か「可申入候」と書くつもりだったのであろうが、どちらにしても⑦と縁がありそうである。辞任の意志を将軍に伝えてほしいと依頼してきた畠山満家(またはその家臣)に対し、それを四月二十六日に御前で披露して将軍の意志を確認した後に、もうしばらく留任するよう勧告した書状の書きさしが⑦なのではないかとの推測である。これは本論考とは縁の薄いことであるが、ついでに言及しておいた。

おわりに

仙洞御所の猿楽への十郎元雅・世阿弥の出演を将軍義教が阻止した事件は、『日記』以外の諸史料にはまったく記録されていない。『日記』も、正長二年五月十二日(何時なりとも)と翌十三日(不可被召)の記事があるのみで、その前後には仙洞御所猿楽への言及が皆無である。十二日以前の経緯が記載されていないのは内々の交渉だったためとして納得できるが、計画が反故になった十三日以後になんの言及もないのは、いささか不自然で、この問題を満済が意識的に避けたことを思わせないでもなかった。事件の頂上の二つの事がわかるだけで、全貌は雲に隠された状態だったのである。それが、①〜⑦によって、満済が仙洞と幕府の間の仲介役を引き受けていたこと、彼が楽観的な見通しを持っていたこと、事件後に「観世」が申状を提出していたことなどが判明し、世阿弥・十郎元雅の経歴上の大事件の具体相がいくつか把握され、山容を推測する手掛かりが幾分か増えた。そのことを報告することが本稿の目的であり、併せて個々の資料について若干の考察を添えてみたものである。

〔付記〕本稿を成すにあたり、表章先生からはいつに変わらぬ御教示・御叱正をいただいた。深く御礼申しあげる。